

するめいかに関する令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に定める数量は、次のとおりとする。

するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県するめいか漁業	現行水準